

伊達市内の事業者の皆さまへ

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金

申請の手引き

2022年9月30日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会

(伊達商工会議所内)

■ 伊達市原油価格・物価高騰対策支援金の詳細

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰の影響が広く様々な業種に及んでいることから、その状況を緩和するため、支援金を給付し、事業の継続を支援することを目的としています。

2. 対象事業者

本支援金の対象事業者は、次の要件の全てを満たす方とします。

- (1) 令和4年9月1日以前から、伊達市内の事業所等において事業を開始しており、今後も継続して事業を行う中小企業者、小規模企業者又は個人事業者であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る業種別ガイドラインを遵守していること。
- (3) 北海道が定めた「北海道スタイル」の構築に向けた取組みを実施していること。
- (4) 農林水産業を営む事業者ではないこと。
- (5) 過去に「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」の要領に基づく支援金、伊達市企画財政部企画財政課が行う原油価格・物価高騰対策支援金交付事業(公共交通分野)の交付を受けた事業者ではないこと。
- (6) 伊達市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成15年条例第27号)に定める公の施設の指定管理者ではないこと。
- (7) 国、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人ではないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではないこと。
- (9) 政治団体ではないこと。
- (10) 宗教上の組織又は団体ではないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)ではないこと、又は暴力団等と関係を有する者ではないこと。
- (12) 第1号から第11号に掲げる者のほか、支援金の目的に照らして適当でないと実行委員会が判断する者。

3. 給付額

区分		給付金額	
公衆浴場	浴場面積	500㎡超	30万円
		500㎡以下	15万円
運輸業	貨物トラック	中小企業	20万円
		小規模	10万円
		個人	5万円
		加算額(1台あたり)※1 3t以上:3万円 3t未満:2万円 軽貨物:1万円	
	観光バス	中小企業	20万円
		小規模	10万円
加算額(1台あたり)※1 大型:3万円 中型:2万円 小型:1万円			
普通洗濯業	一般クリーニング所	中小企業	30万円
		小規模	20万円
		個人	10万円
その他		中小企業	10万円
		小規模	5万円
		個人	
		加算額(その他)※1※2 市内に2店舗以上ある場合:5万円	

※1 加算額は運輸業とその他の区分で申請する事業者のみ適用となります。

※2 加算額（その他）は、下記の①と②の条件を満たす場合に対象となります。

なお、加算額の上限額は5万円です（3店舗以上あっても加算額は5万円となります。）

① 市内に2店舗以上を有し、かつ、営業を継続していること

② 各店舗に常時使用する従業員がいること（常時使用する従業員がいない店舗等を含みません。）

4. 受付期間

令和4年10月3日(月)～令和4年12月30日(金)

5. 申請方法

原則郵送(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。)

※令和4年12月30日(金)消印有効

6. 郵送先

〒052-0015 伊達市旭町24番地

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(伊達商工会議所内)

7. 申請書配布窓口

伊達商工会議所(伊達市旭町24番地)

伊達市経済環境部商工観光課(伊達市役所第2庁舎2階)

伊達市大滝総合支所(伊達市大滝区本町85番地)

※申請書類は以下のホームページからダウンロードできます。(専用バナーあり)

伊達商工会議所ホームページ:<https://www.date-cci.or.jp>

8. お問い合わせ先

伊達商工会議所

TEL:0142-23-2222 対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※平日のみ対応

9. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を順次給付いたします。

10. 審査結果の通知

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付決定通知書を発送いたします。また、審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書を発送いたします。

11. その他

本支援金給付の決定後、虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、実行委員会が交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、申請者は、本支援金を返還しなければなりません。

■ 【申請書類】

申請にあたり、申請書・宣誓同意書の他に以下の証拠書類等の提出が必要となります。

《全業種共通》

【個人の場合】

※伊達商工会議所と継続支援関係にあれば下記の書類の(2)(3)(4)を省略することができます。

※継続支援関係とは、伊達商工会議所会員(特別会員を含む)のことをいいます。

- (1) 振込先口座がわかる通帳などの写し(表紙・通帳を開いた1、2ページ)
- (2) 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)
※住民票及び各種健康保険証でも可
- (3) 直近の所得税確定申告書の第一表
 - ・青色申告の場合
 - 所得税青色決算書の写し(1, 2 ページ)
 - ・白色申告の場合
 - 収支内訳書の写し(両面)

※收受印、受信通知、税理士印(または税理士の署名)のいずれかのあるもの。これらが無い場合は、税務署が発行する「納税証明書(その2所得金額用)」「(事業所得金額の記載のあるもの)」を添付してください。

※一度も決算期を迎えていない場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※合理的な事由により提出できない場合は市民税・道民税申告書の写し
- (4) 帳簿書類(営業実態がわかるもの、申請書を提出する直近の月の出納帳の写し)
- (5) 上記以外で実行委員会が必要と認める書類
※申請後に実行委員会から書類の提出を求める場合があります。

【法人の場合】

※伊達商工会議所と継続支援関係にあれば下記の書類の(2)(3)(4)(5)を省略することができます。

※継続支援関係とは、伊達商工会議所会員(特別会員を含む)のことをいいます。

- (1) 振込先口座がわかる通帳等の写し(表紙・通帳を開いた1、2ページ)
- (2) 履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内に発行されたもの)
- (3) 直近の法人税確定申告書別表一および法人事業概況説明書(両面)の写し
 - ※收受印、受信通知、税理士印(または税理士の署名)のいずれかのあるもの。これらが無い場合は、税務署が発行する「納税証明書(その2所得金額用)」「(事業所得金額の記載のあるもの)」を添付してください。
 - ※一度も決算期を迎えていない方は登記事項証明書の写し又は法人設立届出書の写し

- (4) 市内に事業所があることがわかる書類(市外本社本店の場合のみ)
※事業所の写真及び帳簿書類(チラシやホームページの写しでも可)等、営業活動をしていることがわかるもの
- (5) 帳簿書類等(営業実態がわかるもの、申請書を提出する直近の月の出納帳等の写し)
- (6) 従業員名簿等の写し(中小企業者に該当する場合のみ)
- (7) 上記以外で実行委員会が必要と認める書類
※申請後に実行委員会から書類の提出を求める場合があります。

《公衆浴場》

【個人・法人共通】

建物面積(普通公衆浴場分)のわかる書類の写し

《加算額》

加算額を申請する場合は申請書類の他、下記の書類も必要となります。

【貨物自動車運送事業】

- (1) 貨物自動車運送事業許可証の写し又は事業許可申請書の写し
- (2) 使用又は所有する車両の車検証の写し

【一般貸切旅客自動車運送事業】

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業許可証の写し又は事業許可申請書の写し
- (2) 使用又は所有する車両の車検証の写し

【その他事業】

事業所等が実在することを確認できる書類

※実在する事業所等の写真及び帳簿書類等(チラシやホームページの写しでも可)、営業活動がわかるもの